

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成30年4月9日

【会社名】 ナノキャリア株式会社

【英訳名】 NanoCarrier Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長CEO 中 富 一 郎

【本店の所在の場所】 千葉県柏市若柴226番地39 中央144街区15

【電話番号】 04-7197-7621

【事務連絡者氏名】 取締役CFO兼社長室長 松 山 哲 人

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区京橋一丁目4番10号

【電話番号】 03-3241-0553

【事務連絡者氏名】 取締役CFO兼社長室長 松 山 哲 人

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 株式及び新株予約権証券
(行使価額修正条項付新株予約権付社債券等)

【届出の対象とした募集金額】 (株式)
その他の者に対する割当 1,209,000,000円
(第16回新株予約権)
その他の者に対する割当 36,001,955円
新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額 4,838,422,955円
(注) 新株予約権の発行価額の総額及び新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額は、本届出書提出日現在における見込額であります。また、行使価額が修正又は調整された場合には、新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額は増加又は減少します。また、新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額は減少します。

【安定操作に関する事項】 該当事項なし

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	1,500,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式 単元株式数 100株

(注) 1. 上記普通株式(以下「本株式」といいます。)は、平成30年4月9日開催の当社取締役会決議にて発行を決議しております。

2. 振替機関の名称及び住所
株式会社証券保管振替機構
東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2 【株式募集の方法及び条件】

(1) 【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当			
その他の者に対する割当	1,500,000株	1,209,000,000	604,500,000
一般募集			
計(総発行株式)	1,500,000株	1,209,000,000	604,500,000

(注) 1. 本株式の募集は第三者割当ての方法によります。

2. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額の総額であります。また、増加する資本準備金の総額は、604,500,000円であります。

(2) 【募集の条件】

発行価格 (円)	資本組入額 (円)	申込株数 単位	申込期間	申込証拠金 (円)	払込期日
806	403	100株	平成30年4月27日(金)		平成30年4月27日(金)

(注) 1. 第三者割当ての方法により行うものとし、一般募集は行いません。

2. 発行価格は会社法上の払込金額であり、資本組入額は会社法上の増加する資本金の額であります。

3. 申込み及び払込みの方法は、当社とノーリツ鋼機バイオホールディングス合同会社(以下「ノーリツ鋼機バイオホールディングス」といい、本新株予約権(以下に定義します。)の割当予定先であるメリルリンチ日本証券株式会社(以下「メリルリンチ日本証券」といいます。))とあわせて、個別に又は総称して「割当予定先」といいます。)との間で、普通株式第三者割当て契約(以下「本株式第三者割当て契約」といいます。)を締結し、払込期日までに後記払込取扱場所に発行価額の総額を払い込むものとし、

4. 払込期日までに割当予定先との間で本株式第三者割当て契約を締結しない場合、割当予定先に対する第三者割当てによる新株発行は行われなないこととなります。

(3) 【申込取扱場所】

店名	所在地
ナノキャリア株式会社 総務人事部	東京都中央区京橋一丁目4番10号

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三井住友銀行 東京中央支店	東京都中央区日本橋二丁目7番1号

3 【株式の引受け】

該当事項なし

4 【新規発行新株予約権証券】

(1) 【募集の条件】

発行数	6,481個
発行価額の総額	36,001,955円 (本届出書提出日現在における見込額であり、発行価額に6,481を乗じた金額とする。)
発行価格	本新株予約権1個当たり5,555円(本新株予約権の目的である株式1株当たり5,555円)とするが、本新株予約権に係る最終的な条件を決定する日として当社取締役会が定める平成30年4月12日から平成30年4月16日までのいずれかの日(以下「条件決定日」という。)において、「第3 第三者割当の場合の特記事項 3 発行条件に関する事項 (1) 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方 本新株予約権」に定める方法と同様の方法で算定された結果が5,555円を上回る場合には、かかる算定結果に基づき決定される金額とする。
申込手数料	該当事項なし
申込単位	1個
申込期間	平成30年4月27日から平成30年5月1日までの間のいずれかの日とする。但し、条件決定日の15日後の日とし、当日が休業日の場合はその翌営業日とする。
申込証拠金	該当事項なし
申込取扱場所	ナノキャリア株式会社 総務人事部
払込期日	平成30年4月27日から平成30年5月1日までの間のいずれかの日とする。但し、条件決定日の15日後の日とし、当日が休業日の場合はその翌営業日とする。
割当日	平成30年4月27日から平成30年5月1日までの間のいずれかの日とする。但し、条件決定日の15日後の日とし、当日が休業日の場合はその翌営業日とする。
払込取扱場所	株式会社三井住友銀行 東京中央支店

(注) 1. ナノキャリア株式会社第16回新株予約権(第三者割当て)(以下「本新株予約権」といいます。)は、平成30年4月9日(以下「発行決議日」といいます。)開催の当社取締役会決議にて発行を決議しております。

2. 申込み及び払込みの方法は、本届出書の効力発生後、払込期日までに本新株予約権の総数引受契約を締結し、払込期日に上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。

3. 本新株予約権の募集は第三者割当ての方法によります。

4. 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

(2) 【新株予約権の内容等】

<p>当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 本新株予約権の目的となる株式の総数は6,481,000株、割当株式数(別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄第1項に定義する。)は1,000株で確定しており、株価の上昇又は下落により行使価額(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第1項第(2)号に定義する。)が修正されても変化しない(但し、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に記載のとおり、調整されることがある。)。なお、株価の上昇又は下落により行使価額が修正された場合、本新株予約権による資金調達額は増加又は減少する。 2 行使価額の修正基準：本新株予約権の行使価額は、本新株予約権の各行使請求の効力発生日の直前取引日における当社普通株式の東京証券取引所における普通取引の終値(以下「終値」という。)(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の90%に相当する金額(1円未満の端数を切り上げる。)が、当該効力発生日の直前に有効な行使価額を1円以上上回る場合又は下回る場合には、当該効力発生日以降、当該金額に修正される。 3 行使価額の修正頻度：行使の際に本欄第2項に記載の条件に該当する都度、修正される。 4 行使価額の下限：本新株予約権の下限行使価額は、条件決定基準株価(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第1項第(2)号に定義する。以下同じ。)の水準によって、以下のとおり決定される。但し、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項の規定を準用して調整されることがある。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 条件決定基準株価が741円以上である場合 445円とする。但し、条件決定基準株価の50%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額が445円を上回る場合、下限行使価額は、当該50%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額とする。 (2) 条件決定基準株価が741円を下回る場合 条件決定基準株価の60%に相当する金額の1円未満の端数を四捨五入した金額とする。但し、当該金額が、371円を下回る場合には、下限行使価額は、371円とする。 5 割当株式数の上限：本新株予約権の目的となる株式の総数は6,481,000株(平成30年3月19日現在の発行済株式総数に対する割合は14.99%、割当株式数は1,000株で確定している。) 6 本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額の下限(本欄第4項に記載の行使価額の下限にて本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額)：2,440,452,955円(但し、この金額は、本欄第4項に従って決定される下限行使価額のうち、最も低い金額である371円を基準として計算した金額であり、実際の金額は条件決定日に確定する。また、本新株予約権は行使されない可能性がある。) 7 本新株予約権には、当社の決定により本新株予約権の全部又は一部の取得を可能とする条項が設けられている(詳細は、別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄を参照)。
<p>新株予約権の目的となる株式の種類</p>	<p>当社普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に何らの限定のない当社の標準となる株式である。なお、当社は1単元を100株とする単元株制度を採用している。</p>

新株予約権の目的となる株式の数	<p>1 本新株予約権の目的である株式の総数は、6,481,000株とする(本新株予約権1個当たりの目的たる株式の数(以下「割当株式数」という。)は1,000株とする。)。但し、本欄第2項乃至第4項により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。</p> <p>2 当社が別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項の規定に従って行使価額の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。</p> $\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$ <p>3 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号、第(5)号及び第(6)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。</p> <p>4 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後の割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権に係る新株予約権者(以下「本新株予約権者」という。)に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使時の払込金額	<p>1 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額</p> <p>(1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。</p> <p>(2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額(以下「行使価額」という。)は、当初、条件決定日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)(以下「条件決定基準株価」という。)と同額とする。</p> <p>2 行使価額の修正</p> <p>別記「(2) 新株予約権の内容等(注)」欄第6項第(3)号に定める本新株予約権の各行使請求の効力発生日(以下「修正日」という。)の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の90%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額(以下「修正日価額」という。)が、当該修正日の直前に有効な行使価額を1円以上上回る場合又は下回る場合には、行使価額は、当該修正日以降、当該修正日価額に修正される。但し、修正日にかかる修正後の行使価額が下限行使価額(以下に定義する。以下同じ。)を下回ることとなる場合には行使価額は下限行使価額とする。</p> <p>「下限行使価額」は、条件決定基準株価の水準によって、以下のとおり決定され、本欄第3項の規定を準用して調整される。</p> <p>条件決定基準株価が741円以上である場合 445円とする。但し、条件決定基準株価の50%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額が445円を上回る場合、下限行使価額は、当該50%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額とする。</p> <p>条件決定基準株価が741円を下回る場合 条件決定基準株価の60%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額とする。但し、当該金額が、371円を下回る場合には、下限行使価額は、371円とする。</p>

3 行使価額の調整

- (1) 当社は、当社が本新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \left(\frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}} \right)}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

下記第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合(無償割当てによる場合を含む。)(但し、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)

調整後の行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。)以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後の行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

下記第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は下記第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))を発行又は付与する場合(但し、当社又はその関係会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。))の取締役その他の役員又は使用人に新株予約権を割り当てる場合を除く。)

調整後の行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日(新株予約権の場合は割当日)以降又は(無償割当ての場合は)効力発生日以降これを適用する。

但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の取得と引換えに下記第(4)号に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合調整後の行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

本号乃至の場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号乃至にかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日まで本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

	<p>(4) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。 行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後の行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、上記第(2)号の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。</p> <p>(5) 上記第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議の上、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。 株式の併合、資本の減少、会社分割、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。 その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由等の発生により行使価額の調整を必要とするとき。 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(6) 上記第(2)号の規定にかかわらず、上記第(2)号に基づく調整後の行使価額を初めて適用する日が本欄第2項に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な行使価額及び下限行使価額の調整を行う。</p> <p>(7) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後の行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記第(2)号に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
<p>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額</p>	<p>4,838,422,955円(本届出書提出日現在における見込額である。) 別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項又は第3項により、行使価額が修正又は調整された場合には、上記株式の払込金額の総額は増加又は減少する。また、本新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、上記株式の払込金額の総額は減少する。</p>
<p>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額</p>	<p>1 本新株予約権の行使により株式を交付する場合の株式1株の払込金額 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の払込金額は、行使請求に係る各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額に、行使請求に係る各本新株予約権の払込金額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の株式の数で除した額とする。</p> <p>2 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。</p>
<p>新株予約権の行使期間</p>	<p>割当日の翌営業日から平成32年5月7日までとする。</p>
<p>新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所</p>	<p>1 本新株予約権の行使請求受付場所 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部</p> <p>2 本新株予約権の行使請求取次場所 該当事項なし</p> <p>3 本新株予約権の行使請求の払込取扱場所 株式会社三井住友銀行 東京中央支店</p>

新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできない。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	<ol style="list-style-type: none"> 1 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って通知をした上で、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。一部取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。 2 当社は、当社が消滅会社となる合併又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転(以下「組織再編行為」という。)につき当社株主総会で承認決議した場合、当該組織再編行為の効力発生日前に、本新株予約権1個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部を取得する。 3 当社は、当社が発行する株式が東京証券取引所により監理銘柄、特設注意市場銘柄若しくは整理銘柄に指定された場合又は上場廃止となった場合には、当該銘柄に指定された日又は上場廃止が決定した日から2週間後の日(休業日である場合には、その翌営業日とする。)に、本新株予約権1個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部を取得する。
新株予約権の譲渡に関する事項	該当事項なし
代用払込みにに関する事項	該当事項なし
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし

(注) 1. 本新株予約権の発行により資金調達をしようとする理由

当社は、下記「(資金調達の目的)」に記載の資金調達を行うために、様々な資金調達方法を検討いたしました。下記「2. 本新株予約権に表示された権利の行使に関する事項について割当予定先との間で締結する予定の取決め内容 (2) 資金調達方法の選択理由 (他の資金調達方法との比較)」に記載のとおり、公募増資やMSCB等の各種資金調達方法には各々メリット及びデメリットがある中で、ノーリツ鋼機バイオホールディングス及びメリルリンチ日本証券との間で協議を進めてきた下記「2. 本新株予約権に表示された権利の行使に関する事項について割当予定先との間で締結する予定の取決め内容 (1) 資金調達方法の概要」に記載された本株式及び本新株予約権の発行(以下「本資金調達」といいます。)は、下記「2. 本新株予約権に表示された権利の行使に関する事項について割当予定先との間で締結する予定の取決め内容 (2) 資金調達方法の選択理由 (本資金調達の特徴)」に記載のメリットがあることから、下記「2. 本新株予約権に表示された権利の行使に関する事項について割当予定先との間で締結する予定の取決め内容 (2) 資金調達方法の選択理由 (本資金調達のデメリット)」に記載のデメリットに鑑みても、本資金調達が当社の資金調達ニーズに最も合致していると判断いたしました。そのため、本資金調達を行おうとするものであります。

(資金調達の目的)

当社は、日本発の最先端ナノテクノロジーであるミセル化ナノ粒子技術(注1)を活用し、ミセル化ナノ粒子の中に低分子、核酸、ペプチド医薬品を封入した抗がん剤を中心に、革新的な医薬品の開発を進めております。自社開発、製薬企業との共同開発及び導出先製薬企業による開発により、現在、当社が創薬したシスプラチンミセル(NC-6004)、エピルピシンミセル(NC-6300)、ダハプラチンミセル(NC-4016)及びパクリタキセルミセル(NK105)の4つの医薬品候補が臨床試験段階にあります。

一方、当社は、医薬品事業の経営基盤構築や関連事業や周辺事業の拡大を加速させるためには、当社の内部経営資源を最大限に活用するとともに、有力な企業との資本・事業提携、M&Aを通じた外部経営資源の活用や外部成長の取り込みを図っていくことが有力な選択肢になると考え、医薬品事業の経営基盤強化(開発、製造、販売体制構築等)の上で有力な企業、医薬品事業、関連事業及び周辺事業拡大のための有力な企業を対象に様々な検討を行ってまいりました。これまで、TPG Biologics, Inc.(台湾)との共同研究開発契約締結及び同社への出資(平成29年3月~平成29年4月)、Tocagen Inc.(米国)への出資(平成29年4月)、セオリアファーマ株式会社との業務提携に向けた検討開始(平成30年1月)等を実施、検討してまいりました。

このような事業開発活動の一環として、当社は、本日、ノーリツ鋼機株式会社(以下「ノーリツ鋼機」といいます。)及び株式会社ジーンテクノサイエンス(以下「ジーンテクノサイエンス」といいます。)との間における資本業務提携(以下「本資本業務提携」といいます。)を決定いたしました。今回の資金調達目的の一つは、ジーンテクノサイエンスの株式取得であります。

ジーンテクノサイエンスは、バイオ新薬事業とバイオシミュラー事業を主たる事業とする希少疾患や難治性疾患を対象とする医薬品開発を行っております。同社は、ノーリツ鋼機バイオホールディングスの100%持分を有するNKリレーションズ合同会社(以下「NKリレーションズ」といいます。)の100%持分を有するノーリツ鋼機の子会社であり、ノーリツ鋼機が本株式の割当予定先であるノーリツ鋼機バイオホールディングスを通じて当社に出資し、当社は、当該調達資金によりノーリツ鋼機バイオホールディングスが保有するジーンテクノサイエンス株式の一部を買い受ける予定です。今回の調達資金によるノーリツ鋼機及びジーンテクノサイエンスとの資本関係の構築により、両社との信頼・協力関係が一層強固なものとなり、当社の強みであるミセル化ナノ粒子技術とジーンテクノサイエンスの抗体を含むバイオ医薬品技術に関するそれぞれの研究開発の技術・知見を組合せ、治療法がない、あるいは、既存治療では十分な効果が得られない疾患を対象とした創薬活動の展開に弾みがつくものと考えております。例えば、当社の抗体結合型薬物内包ミセル

(Antibody/drug-conjugate micelle: ADCM)技術にジーンテクノサイエンスがバイオ新薬及びバイオシミュラー事業で培ってきた抗体を始めとするバイオ医薬品の創薬技術を組み合わせ、抗がん剤を含めた新たな治療薬を創出する活動を検討してまいります。また、同社とは、再生医療事業においても連携を図り、日本発の優良なバイオ技術の事業化に向けた活動も検討してまいります。

資金調達のもう一つの目的は、当社が進めている開発パイプライン(注2)の承認申請を見据えた臨床開発の着実な推進です。

上述の開発パイプラインのうち、シスプラチンミセル(NC-6004)は、自社及びライセンス先との共同開発によりグローバルに開発を推進しております。日本を含むアジア地域における第 相臨床試験及び欧米における第 相臨床試験を併行して実施中です。エピルピシンミセル(NC-6300)につきましては、米国で軟部肉腫を対象に第 I / 相臨床試験を実施中です。また、Vascular Biogenics Ltd.(イスラエル。以下「VBL社」といいます。)からライセンスを受けた遺伝子治療薬VB-111については、平成30年3月、VBL社より、米国を中心に行われている第 相臨床試験である再発悪性神経膠芽腫(rGBM)患者に対する本製剤のアバスチン(一般名：ベバシズマブ)との併用による結果につき、アバスチン対照群と比較して、あらかじめ設定されたプライマリーエンドポイントである全生存期間(OS)について差が見られなかったことが速報されました。当社は、同試験の詳細な解析データを考察し、VBL社の今後の欧米における開発方針を踏まえ、卵巣がん、甲状腺がん、肺がん等の適応症を含め、日本国内における開発方針を検討してまいります。

いずれの開発パイプラインも今後の臨床試験を推進し、承認申請を目指すためには多額の資金需要が発生する見込みです。

このように、当社は提携等による新技術、新規医薬品の創出を図ると同時に、現在保有する基盤技術や開発パイプラインの価値最大化を同時に進める必要があると考えております。

それらの取組みは中長期的に当社の企業価値を最大化することに繋がり、既存株主の皆様をはじめとするステークホルダー各位の利益に資するものと考えております。

(注1) 当社のコア技術であるミセル化ナノ粒子は、水に溶けやすい性質を示すポリエチレングリコール(PEG)からなる親水性ポリマーと水に溶けにくい性質を示すポリアミノ酸からなる疎水性ポリマーを分子レベルで結合させたブロックコポリマーから構成されます。

ブロックコポリマーを水中で拡散すると、外側が親水性ポリマーで内側が疎水性ポリマーという明確な二層構造を有する平均的な直径20~100ナノメートル(nm)サイズの球状の集合体であるミセルを形成します。このミセルの疎水性内核部分に薬物や生理活性物質を封入することができます。アミノ酸の種類や構造を化学的に変化させることで様々な化合物に対応が可能です。表面をPEGが覆うことで血液中での安定性を確保します。

ミセル化ナノ粒子を応用した医薬品開発の新薬開発上のメリットとしては、ミセル化ナノ粒子内からの薬物放出をコントロールすることで、副作用を引き起こす濃度以下に調整し安全性を高めるアプローチや、投与後の消失の速い薬物などの血中持続性を高めるアプローチ、腫瘍への薬物の移行量を増やすことで効果を高めるアプローチが期待できます。

ミセル化ナノ粒子を利用した抗がん剤開発の患者に期待されるメリットとしては、患者の生存期間の延長やがん関連症状の緩和へつなげる治療効果の増大、安全性の向上(=副作用の軽減)、簡便な投与で通院治療が可能になるなどの負担軽減、日帰り治療の可能性などから医療費削減など、患者のQOLの向上を目指しております。

(注2) 開発パイプラインとは、医薬品としての承認を得るために、臨床試験等の開発を進めている医薬品候補化合物(新薬候補)のことをいいます。

2. 本新株予約権に表示された権利の行使に関する事項について割当予定先との間で締結する予定の取決め内容

(1) 資金調達方法の概要

本資金調達は、当社が、ノーリツ鋼機バイオホールディングスに対して本株式を第三者割当ての方法により割り当てるとともに、メリルリンチ日本証券に対し、行使可能期間を約2年間とする行使価額修正条項付き新株予約権(行使価額修正条項の内容は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項に記載されています。)を第三者割当ての方法によって割り当て、メリルリンチ日本証券による本新株予約権の行使に伴って当社の資本が増加する仕組みとなっています。

当社は、ノーリツ鋼機バイオホールディングスとの間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に本株式に係る第三者割当て契約を締結し、メリルリンチ日本証券との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、コミットメント条項付き第三者割当て契約を締結いたします。ノーリツ鋼機バイオホールディングスとの間で締結する第三者割当て契約には特殊な条項は含まれておりませんが、メリルリンチ日本証券との間で締結するコミットメント条項付き第三者割当て契約には、下記の内容が含まれております。

(本新株予約権の行使の指定)

コミットメント条項付き第三者割当て契約は、あらかじめ行使価額修正条項付き新株予約権(行使価額修正条項の内容は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項に記載されています。)をメリルリンチ日本証券に付与した上で、今後資金需要が発生した際に、当社が、一定の条件に従って本新株予約権を行使すべき旨及び行使すべき本新株予約権の数を指定(以下「行使指定」といいます。)できる仕組みとなっており、メリルリンチ日本証券は、かかる指定を受けた場合、指定された数の本新株予約権を、20取引日の期間中に、当社普通株式の終値が下限行使価額の120%に相当する金額を下回った場合や当社から本新株予約権の取得に関する通知を受け取った場合には指定された数の本新株予約権を行使しないことができる等、一定の条件及び制限のもとで、行使することをコミットします。当社は、この仕組みを活用することにより、資金需要に応じた機動的な資金調達を行うことができます。

但し、当社が一度に指定できる本新株予約権の数には一定の限度があり、本新株予約権の行使により交付されることとなる当社普通株式の数が、行使指定の前日までの1ヶ月間又は3ヶ月間における当社普通株式の1日当たり平均出来高数のいずれか少ない方の3日分を超えないように指定する必要があります。複数回の行使指定を行う場合には20取引日以上の間隔を空けなければならず、また、当社普通株式の終値が本新株予約権の下限行使価額の120%に相当する金額を下回る場合、未公表のインサイダー情報等がある場合、当社の財政状態又は業績に重大な悪影響をもたらす事態が発生した場合等一定の場合には当社は行使指定を行うことはできません。なお、当社は、行使指定を行った場合、その都度、東京証券取引所を通じて適時開示を行います。

(本新株予約権の行使の停止)

当社は、その裁量により、本新株予約権の全部又は一部につき、行使することができない期間を指定(以下「停止指定」といいます。)することができます。停止指定の期間は当社の裁量により決定することができます。また、当社は、一旦行った停止指定をいつでも取り消すことができます。但し、上記の本新株予約権を行使すべき旨の指定を受けてメリルリンチ日本証券がコミットしている本新株予約権の行使を妨げることとなるような停止指定を行うことはできません。

(本新株予約権の取得に係る請求)

メリルリンチ日本証券は、本新株予約権の行使可能期間の開始日から平成32年3月31日の間のいずれかの取引日における当社普通株式の終値が本新株予約権の下限行使価額を下回った場合に当該取引日の翌取引日に当社に対して通知することにより、又は平成32年4月1日以降平成32年4月10日までに当社に対して通知することにより、本新株予約権の取得を請求することができ、かかる請求がなされた場合、当社は、別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄第1項に従い、当該時点で残存する新株予約権の払込金額と同額の金銭を支払うことにより、原則として15取引日以内に本新株予約権を取得します。

(本新株予約権の譲渡)

コミットメント条項付き第三者割当て契約に基づいて、本新株予約権の譲渡には当社取締役会の承認が必要となり、また、本新株予約権が譲渡された場合でも、当社が割当予定先に対して本新株予約権の行使指定、停止指定及びその取消しを行う権利、並びに割当予定先が当社に対して本新株予約権の取得を請求する権利は、譲受人に引き継がれます。

(2) 資金調達方法の選択理由

本資金調達による資金調達方法は、本株式の発行により証券の発行時に一定程度の資金を調達した上で、発行後は、本新株予約権の行使に伴って当社の資本が増加する仕組みとなっています。調達資金の内訳としては、相対的に本新株予約権の行使による調達の比重が大きくなっておりませんが、本新株予約権については、当社が新株予約権の行使の数量及び時期を相当程度コントロールすることができるという特徴もっています。すなわち、当社に資金需要が発生し、本新株予約権の行使を希望する場合には、一定の期間内に行使すべき本新株予約権の数を指定することができ、一方で、株価動向等を勘案して当社が本新株予約権の行使を希望しない場合には、本新株予約権を行使することができない期間を指定することもできる手法(エクイティ・コミットメントライン)です。そのため、資金需要に応じた柔軟な資金調達が可能になるとともに、株価に対する一時的な影響が小さいものと考えられます。

当社は、本資金調達に際し、機動的な資金調達と財務基盤の強化をバランスよく進める観点から多様な資金調達手段を検討し、以下のような点を総合的に勘案した結果、本資金調達は、本株式の発行により、発行時に一定程度のまとまった資金の調達をしつつ、発行後の資金調達額や時期をある程度コントロールすることができ、一時に大幅な株式価値の希薄化が生じることを抑制することが可能であり、既存株主の利益に配慮しながら当社の資金ニーズに対応しうる、現時点における最良の選択であると判断しました。

(本資金調達の特徴)

本株式の発行により、証券の発行時に一定程度の資金を調達することが可能であること。

証券の発行後においても、当社の資金需要や株価動向を総合的に判断した上で、柔軟な資金調達が可能であること。

本株式については発行時において発行される当社普通株式数が1,500,000株で確定され、また、本新株予約権の目的である当社普通株式数は6,481,000株で一定であるため、株価動向によらず、最大増加株式数は限定されていること(なお、本資金調達に関して、本株式の数に本新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数を合算した総株式数は7,981,000株(議決権数79,810個)であり、平成29年9月30日の総議決権数431,937個(発行済株式総数43,199,384株)に対する最大希薄化率は、18.48%)。

本新株予約権については、当社普通株式の終値が下限行使価額の120%に相当する金額を下回る場合、割当予定先に対して本新株予約権の行使を指定することはできず、また、当社普通株式の終値が下限行使価額を下回る場合、割当予定先が本新株予約権の取得を請求する権利を有することになるというデメリットはあるが、本新株予約権の行使価額には上限が設定されていないため、株価上昇時には調達金額が増大するというメリットを当社が享受できること。

本新株予約権については、当社の判断により、本新株予約権の払込金額と同額の金銭を支払うことで、本新株予約権の全部又は一部を取得することができること。

本株式の割当予定先であるノーリツ鋼機バイオホールディングスからは、原則として中長期にわたり保有する方針である旨を口頭で確認しており、また、本新株予約権の割当先であるメリルリンチ日本証券は、本新株予約権の行使により取得する当社普通株式を長期間保有する意思を有していないものの、かかる当社普通株式に関連して株券貸借に関する契約を締結する予定はないこと。

当社は、ノーリツ鋼機及びジーンテクノサイエンスとの間で、本日付で業務提携契約を締結しており、バイオ新薬の創出と再生医療等を含めた革新的な新技術や医薬品の創出活動を推進するとともに、戦略的な協力関係により緊密な協力体制を構築していること。また、メリルリンチ日本証券には本新株予約権の発行と同様のスキームに関して十分な実績があると認められること。

(本資金調達のデメリット)

規模は大きくないが、本株式の発行に関しては、1株当たり利益の希薄化が一時に起こるのは避けられないこと。

本新株予約権については、市場環境に応じて、行使完了までには一定の期間が必要となること。

本新株予約権については、株価が下落した場合、実際の調達額が当初の予定額を下回る可能性があること。

本新株予約権については、株価が下限行使価額を下回って推移した場合、調達ができない可能性があること。

(他の資金調達方法との比較)

公募増資による新株の発行は、資金調達が一時に可能となりますが、同時に1株当たり利益の希薄化をも一時に引き起こすため、本資金調達と同規模の資金を全て公募増資による新株の発行により調達した場合、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられること。

株価に連動して転換価額が修正される転換社債型新株予約権付社債(いわゆる「MSCB」)については、その発行条件及び行使条件等は多様化しているものの、一般的には、転換により交付される株数が転換価額に応じて決定されるという構造上、転換の完了まで転換により交付される株式総数が確定しないため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられること。

他の行使価額修正型の新株予約権については、行使の制限や制限の解除のみが可能なスキームがありますが、本新株予約権については、これらに加えて、一定期間内に行使すべき新株予約権の数を指定することも可能であり、より機動的な資金調達を図りやすいと考えられること。また、行使価額が修正されない新株予約権については、株価上昇時にその上昇メリットを当社が享受できず、一方で株価下落時には行使が進まず資金調達が困難となること。

第三者割当てによる新株の発行は、資金調達が一時に可能となりますが、本資金調達と同規模の資金を全て第三者割当てによる新株の発行により調達した場合、同時に1株当たり利益の希薄化をも一時に引き起こすため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられること、及び現時点では新株の適当な割当先が存在しないこと。

借入れによる資金調達は、調達金額が負債となるため、財務健全性の低下が見込まれること。

3. 当社の株券の売買について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容
該当事項なし
4. 当社の株券の貸借に関する事項について割当予定先と当社の特別利害関係者等との間で締結される予定の取決めの内容
該当事項なし
5. その他投資者の保護を図るため必要な事項
該当事項なし
6. 本新株予約権の行使請求の方法
 - (1) 本新株予約権を行使する場合、別記「新株予約権の行使期間」欄記載の本新株予約権を行使することができる期間中に別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求受付場所に対して、行使請求に必要な事項を通知するものとする。
 - (2) 本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を現金にて別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
 - (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。
7. 新株予約権証券の不発行
当社は、本新株予約権に関して、新株予約権証券を発行しない。
8. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等
本新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の規定の適用を受ける。また、本新株予約権の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従う。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項なし

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
6,047,422,955	16,000,000	6,031,422,955

(注) 1. 払込金額の総額は、下記を合算した金額であります。

本株式の払込金額の総額 1,209,000,000円

本新株予約権の払込金額の総額及び本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額 4,838,422,955円

2. 本新株予約権の払込金額の総額の算定に用いた金額は、発行決議日の直前取引日の終値等の数値を前提として算定した見込額です。実際の払込金額は、条件決定日に決定されます。

3. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額については、発行決議日の直前取引日の終値を当初行使価額であると仮定し、当初行使価額で全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であります。実際の当初行使価額は条件決定日に決定され、また、本新株予約権の行使価額が修正又は調整された場合には、上記金額は増加又は減少します。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、上記金額は減少します。

(2) 【手取金の使途】

具体的な使途	金額(百万円)	支出予定時期
ジーンテクノサイエンス株式取得費用	1,203	平成30年4月
開発パイプラインの研究開発費用	4,828	平成30年10月～平成33年9月

当社は、上記表中に記載のとおり資金を充当することを予定しておりますが、各資金使途についての詳細は以下のとおりです。

ジーンテクノサイエンス株式取得費用について

ノーリツ鋼機より、同社の子会社であるジーンテクノサイエンスの普通株式500,000株を取得し、同社に資本参加いたします。ジーンテクノサイエンスは、バイオ新薬事業とバイオシミラー事業を主たる事業とし、希少疾患や難治性疾患を対象とする医薬品開発を行っております。ノーリツ鋼機及びジーンテクノサイエンスと資本関係をもつことで、両社との信頼・協力関係が一層強固なものとなり、各社の保有技術やノウハウを融合した新規医薬品の創出を目指します。

当該資金使途については、本株式の発行により調達する資金を充当する予定です。

開発パイプラインの研究開発費用について

当社主要開発パイプラインであるシスプラチンミセル(NC-6004)、エピルピシンミセル(NC-6300)及びVB-111の研究開発費用を見込んでおります。シスプラチンミセル(NC-6004)については、日本を含むアジア地域においては提携先のOrient Europharma Co., Ltd.(台湾)と共同で第 相臨床試験を実施しており、欧米においては自社開発により、第 相臨床試験を実施中です。エピルピシンミセル(NC-6300)については、米国で軟部肉腫を対象に第 I / 相臨床試験を実施中であり、VB-111については、平成29年11月にVascular Biogenics Ltd.(イスラエル)からライセンスを受けた遺伝子治療薬であり、日本国内における臨床試験の開始準備の検討を進めております。いずれの開発パイプラインも、今後の臨床開発の進捗/開始に伴い、今後多くの資金需要が発生する見込みであり、今回調達した資金を、研究開発の進捗にあわせて支出する予定です。

当該資金使途については、本新株予約権の発行及び行使により調達する資金を充当する予定です。

なお、当該資金使途の支出予定時期は、平成30年10月以降を予定しております。これは、開発パイプラインの研究開発費用について、平成30年9月までは、現在の手元の資金で対応可能であるためです。

- (注) 1. 差引手取概算額については、上記のとおり支出する予定であり、支出時期までの資金管理については、当社の銀行預金等での安定的な金融資産で運用保管する予定であります。
2. 上記における資金使途は、平成30年4月の資金使途を記載したものでありますが、この資金使途については本株式の発行により調達する資金を充当する予定であるため、ほぼ予定通り進むものと考えております。なお、資金使途及びその内容が変更された場合には、その都度、速やかに開示を行います。
3. 上記における資金使途は、平成33年9月までの資金使途を記載したものでありますが、資金調達額や調達時期は本新株予約権の行使状況により影響を受けることから、上記資金使途については、変更される可能性があります。調達額が予定より増額となった場合には、資金調達の状況と平成27年10月8日に発行した第3回無担保転換社債型新株予約権付社債の償還期日等を勘案の上、適宜上記の支出に充当する予定であります。
- また、割当予定先との間で締結するコミットメント条項付き第三者割当て契約には、当社による行使指定条項が定められておりますが、株価等によっては、当社が割当予定先に行使指定を行っても、十分な資金を調達できない場合もあります。したがって、市場における当社株価の動向等によっては本新株予約権の全部又は一部が行使されない可能性を含んでおります。このように本新株予約権によって十分な資金を調達することができなかった場合には、別途の手段による資金調達の実施又は事業計画の見直しを行う可能性があります。なお、資金使途及びその内訳の変更や別途の資金調達の実施、事業計画の見直しを行った場合、その都度、速やかに開示を行います。

第2【売出要項】

該当事項なし

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

1 【割当予定先の状況】

ノーリツ鋼機バイオホールディングス

a. 割当予定先の概要	名称	ノーリツ鋼機バイオホールディングス合同会社	
	本店の所在地	東京都港区麻布十番一丁目10番10号	
	代表者の役職及び氏名	代表社員 NKリレーションズ合同会社 職務執行者 深見雄太	
	資本金	1,000,000円	
	事業の内容	株券等の資産の取得、所有及び売買	
	主たる出資者及びその出資比率	NKリレーションズ合同会社 100%	
b. 提出者と割当予定先との関係	出資関係	当社が保有している割当予定先の持分の数	なし
		割当予定先が保有している当社の株式の数	なし
	人事関係	該当事項なし	
	資金関係	該当事項なし	
	技術関係	該当事項なし	
取引関係	該当事項なし		

(注) 割当予定先の概要の欄及び提出者と割当予定先との関係の欄は、平成30年4月6日現在のものではありません。

メリルリンチ日本証券

a. 割当予定先の概要	名称	メリルリンチ日本証券株式会社	
	本店の所在地	東京都中央区日本橋一丁目4番1号 日本橋一丁目三井ビルディング	
	代表者の役職及び氏名	代表取締役社長 瀬口 二郎	
	資本金	119,440百万円	
	事業の内容	金融商品取引業	
	主たる出資者及びその出資比率	エヌビー・ホールディングス・コーポレーション 100%	
b. 提出者と割当予定先との関係	出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	なし
		割当予定先が保有している当社の株式の数	なし
	人事関係	該当事項なし	
	資金関係	該当事項なし	
	技術関係	該当事項なし	
取引関係	該当事項なし		

(注) 割当予定先の概要の欄及び提出者と割当予定先との関係の欄は、平成30年4月6日現在のものではありません。

c. 割当予定先の選定理由

ノーリツ鋼機バイオホールディングス

割当予定先であるノーリツ鋼機バイオホールディングスのグループ会社であるジーンテクノサイエンスは、バイオ新薬事業とバイオシミラー事業を主たる事業とし、希少疾患や難治性疾患を対象とする医薬品開発を行っております。ジーンテクノサイエンスと当社の保有技術やノウハウを融合した新規医薬品の開発等を目指した提携関係を検討していた過程でノーリツ鋼機の紹介を受けました。ノーリツ鋼機が本株式の割当予定先であるノーリツ鋼機バイオホールディングスを通じて当社に出資し、当社は調達した資金によりノーリツ鋼機バイオホールディングスが保有するジーンテクノサイエンス株式の一部を買い受ける予定であり、これにより、両社との信頼・協力関係が一層強固なものとなり、各社の保有技術やノウハウを融合した新規医薬品の創出に向けた活動が加速するものと考え、割当先として選定いたしました。

メリルリンチ日本証券

当社としては様々な資金調達先及び調達方法を検討してまいりましたが、本株式の発行と、メリルリンチ日本証券より提案を受けた本新株予約権の発行を組み合わせた本資金調達が、株価に対する一時的な影響を抑制しつつ、株価動向及び資金需要動向に応じた機動的な新株発行による資金調達を達成したいという当社のファイナンスニーズに最も合致していると判断しました。

当社は、メリルリンチ日本証券以外に他の国内外の金融機関からも資金調達の方法の説明や提案を受け、公募増資、MSCB、借入れ等の各種資金調達方法を検討いたしました。公募増資につきましては、資金調達が一時に可能となりますが、同時に1株当たり利益の希薄化をも一時に引き起こすため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられること、MSCBにつきましては、一般的には、転換により交付される株数が転換価額に応じて決定されるという構造上、転換の完了まで転換により交付される株式総数が確定しないため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられること、さらに借入れにつきましては、調達金額が負債となるため、財務健全性の低下が見込まれること等、当社のニーズに合致するものではありませんでした。

また、当社は、メリルリンチ日本証券以外に他の国内外の金融機関からも本新株予約権の発行に類似した資金調達方法の提案を受けました。その中で、メリルリンチ日本証券から提案を受け、本新株予約権の行使により取得する当社株式の売却方法として、メリルリンチ日本証券が有するトレーディング機能等を活用して、株価に対する影響に配慮しつつ執行することを想定していることや、別記「第1 募集要項 4. 新規発行新株予約権証券 (2) 新株予約権の内容等(注)」欄第2項「(2) 資金調達方法の選択理由 (本資金調達の特徴)」に記載した商品性やメリルリンチ日本証券の過去の実績等を総合的に勘案して、メリルリンチ日本証券を割当予定先として選定いたしました。

(注) 本新株予約権に係る割当では、日本証券業協会会員であるメリルリンチ日本証券により買い受けられるものであり、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」(自主規制規則)の適用を受けて募集が行われるものです。

d. 割り当てようとする株式の数

本株式の総数は1,500,000株です。

本新株予約権の目的である株式の総数は6,481,000株です(但し、別記「第1 募集要項 4 新規発行新株予約権証券 (2) 新株予約権の内容等」の「新株予約権の目的となる株式の数」の欄に記載のとおり、調整されることがあります。)

e. 株券等の保有方針

ノーリツ鋼機バイオホールディングス

本株式について、割当予定先からは、原則として中長期にわたり保有する方針である旨を口頭で確認しておりますが、当社と割当予定先との間で、継続保有及び預託に関する取り決めはありません。

なお、当社は、割当予定先が発行日より2年以内に本株式を譲渡した場合には、直ちにその内容を当社に書面にて報告する旨及び当社が当該内容を取引所に報告し、当該内容が公衆縦覧に供されることに同意する旨の確約を得る予定です。

メリルリンチ日本証券

本新株予約権について、当社とメリルリンチ日本証券との間で、継続保有及び預託に関する取り決めはありません。また、コミットメント条項付き第三者割当て契約において、本新株予約権の譲渡の際に当社取締役会の承認が必要である旨が定められています。

メリルリンチ日本証券は、本新株予約権の行使により取得する当社株式を長期間保有する意思を有しておらず、取得した当社株式については速やかに売却する予定である旨の口頭での報告を受けております。

また、当社は、株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程第434条第1項及び同施行規則第436条第1項から第5項までの定めに基づき、メリルリンチ日本証券と締結するコミットメント条項付き第三者割当て契約において、原則として、単一暦月中にMSCB等(同規則に定める意味を有します。以下同じ。)の買受人の行使により取得される株式数が、MSCB等の払込日時点における上場株式数の10%を超える場合には、当該10%を超える部分に係る転換又は行使を制限するよう措置(メリルリンチ日本証券が本新株予約権を第三者に売却する場合及びその後本新株予約権がさらに転売された場合であっても、当社が、転売先となる者との間で、当該10%を超える部分に係る転換又は行使を制限する内容を約する旨定めることを含みます。)を講じる予定です。

f. 払込みに要する資金等の状況

ノーリツ鋼機バイオホールディングス

当社は、割当予定先から、NKリレーションズがノーリツ鋼機から融資を受け、割当予定先がNKリレーションズから融資を受けることにより、本株式の払込みに要する資金を用意する旨の説明を受けております。また、割当予定先はNKリレーションズから別途協議の上定める具体的条件(利率・期間等)により、12億900万円を限度として融資を行う用意がある旨の融資証明書を取得し、加えて、NKリレーションズはノーリツ鋼機から別途協議の上定める具体的条件(利率・期間等)により、12億900万円を限度として融資を行う用意がある旨の融資証明書を取得しており、当社はこれらの融資証明書を確認しております。なお、当社は、ノーリツ鋼機に融資のための資金力があることを、ノーリツ鋼機の第63期第3四半期報告書(平成30年2月13日提出)に記載されている第63期第3四半期連結会計期間に係る要約四半期連結財政状態計算書により確認しております。また、当該資金の払込みについては本株式に係る第三者割当て契約において割当予定先の義務として確約されることから、当社としてかかる払込みに支障はないと判断しております。

メリルリンチ日本証券

割当予定先からは、本新株予約権の払込金額(発行価額)の総額の払込み及び本新株予約権の行使に要する資金は確保されている旨の口頭での報告を受けており、割当予定先の完全親会社であるバンク・オブ・アメリカ・コーポレーションの平成29年9月22日提出の半期報告書及び割当予定先の平成28年12月期の事業概要(金融商品取引法第46条の4に基づく説明書類)に含まれる貸借対照表から、割当予定先及びその完全親会社における十分な現金・預金の存在を確認したことから、当社としてかかる払込み及び行使に支障はないと判断しております。また、本日現在においても、割当予定先からは、本新株予約権の払込金額(発行価額)の総額の払込み及び本新株予約権の行使に足りる十分な現金・預金を保有している旨の口頭での報告を受けております。

g. 割当予定先の実態

ノーリツ鋼機バイオホールディングス

ノーリツ鋼機バイオホールディングスは、ノーリツ鋼機が議決権の100%を保有するNKリレーションズが議決権の100%を保有する会社です。ノーリツ鋼機は、東京証券取引所第一部に上場しており、同社が東京証券取引所に提出したコーポレート・ガバナンス報告書中の「反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況」において、反社会的勢力排除のための社内体制を整備していることを宣言しており、また、同社ホームページに掲載されたコンプライアンス基本方針及び行動規範において反社会的勢力との関係断絶を掲げております。また、当社が割当予定先と締結した本株式に係る第三者割当て契約においても、割当予定先は、反社会的勢力との関連を有していないこと等を表明し保証しています。

以上に基づき、当社は、割当予定先及び同社の役員が反社会的勢力ではなく、また反社会的勢力との関係を有していないものと判断しており、その旨の確認書を東京証券取引所に提出しております。

メリルリンチ日本証券

メリルリンチ日本証券は、その完全親会社であるバンク・オブ・アメリカ・コーポレーションの株式が、ニューヨーク証券取引所及びロンドン証券取引所に上場されております。割当予定先は金融商品取引業者としての登録を行い、監督官庁である金融庁の監督及び規制に服しており、また日本証券業協会をはじめとする日本国内の協会等に参加しております。

割当予定先は、東京証券取引所の取引参加者であるため、東京証券取引所に対しては反社会的勢力に該当しないことに関する確認書の提出はしていません。割当予定先は、反社会的勢力の排除に関する基本方針を定め、かかる基本方針をホームページにおいて公表しております。また、当社は、割当予定先が、かかる基本方針に基づき、反社会的勢力との関係遮断に関する組織的な対応を推進するための統括チーム(コンプライアンス内)を設置する等、反社会的勢力排除のための取組みを行っていることを、同社からのヒアリング等により確認しております。

上記を踏まえ、当社は、割当予定先及び同社の役員が反社会的勢力ではなく、また反社会的勢力との関係を有していないものと判断しております。

2 【株券等の譲渡制限】

本株式及び本新株予約権には譲渡制限は付されていません。但し、本新株予約権については、割当予定先との間で締結する予定のコミットメント条項付き第三者割当て契約において、本新株予約権の譲渡の際に当社取締役会の承認が必要である旨が定められています。

3 【発行条件に関する事項】

(1) 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

本株式

本株式の払込金額は、本株式の発行に係る取締役会決議の前営業日(平成30年4月6日)までの直近6ヶ月間における東京証券取引所が公表した当社普通株式の終値単純平均値に相当する金額である806円(小数点以下を四捨五入。以下、株価の計算について同様に計算しております。)としました。

取締役会決議の前営業日までの直近6ヶ月の東京証券取引所が公表した当社普通株式の終値平均値を基準として採用することとしたのは、直近の株価については短期的な変動が大きいため、一定期間の平均株価という平準化された値を採用することにより株式の適切な価値を把握することができ、算定根拠として合理的だと判断したためです。具体的には、平成30年3月7日から平成30年4月6日の当該期間における終値の最安値である平成30年3月26日の終値718円に対して、当該期間における終値の最高値である平成30年3月8日の終値は1,069円であり、48.89%の乖離が生じております。このように当社株式における短期的な変動が大きいため、直近の株価が必ずしも当社の企業価値を正しく反映していると言い切れないと判断しました。また、直前1ヶ月間の終値平均値や直前3ヶ月の終値平均値を基準とした場合、短期的な株価変動等の特殊要因を排除できず、直近6ヶ月の終値平均値を基準としたほうがより客観性が高まると判断し、ノーリツ鋼機バイオホールディングスとの交渉の結果、直近6ヶ月の終値平均値を基準として採用することとしました。なお、本資本業務提携の公表により株価が上昇する可能性があります。本資本業務提携は本株式の発行に直接付随するものであり、これによる株価の上昇を反映して本株式の発行条件を決定する必要はないものと判断しております。当社は、上記払込金額の算定根拠につきましては、日本証券業協会「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠しているものと考え、ノーリツ鋼機バイオホールディングスとも十分に協議の上、決定いたしました。

なお、本株式の払込金額は、本株式の発行に係る取締役会決議日の前営業日(平成30年4月6日)の当社普通株式の終値である741円に対して8.77%のプレミアム(小数点以下第三位を四捨五入。以下、株価に対するディスカウント率又はプレミアム率の数値の計算について同様に計算しております。)、同直前1ヶ月間の当社普通株式の終値単純平均値である785円に対して2.68%のプレミアム、同直前3ヶ月間の終値単純平均値である925円に対して12.86%のディスカウントとなる金額です。

なお、当社監査役全員から、本株式の払込金額は、当社株式の価値を表す客観的な指標である市場価格を基準にしており、直近の株価については短期的な変動が大きいため、取締役会決議の前営業日ではなく、当該日までの直近6ヶ月の東京証券取引所が公表した当社普通株式の終値平均値を基準として割当予定先と交渉が行われていること、及び日本証券業協会の指針も勘案して決定されていることから、割当予定先に特に有利な金額ではなく適法である旨の意見をj得ております。

本新株予約権

当社は、本新株予約権の発行決議日と同日である本日、本資本業務提携について公表しております。仮に本資本業務提携により株価の上昇が生じる場合には、本新株予約権の発行に直接付随するものではない事由による株価の上昇を反映せず、本新株予約権の発行条件を決定することで、当該発行条件と本新株予約権の発行時における実質的な価値との間に乖離が生じるおそれがあります。当社は、かかる公表による株価への影響を織り込んだ上で本新株予約権の払込金額を決定すべく、発行決議日時点における本新株予約権の価値と条件決定日時点における本新株予約権の価値をそれぞれ算定し、高い方の金額を基準として本新株予約権の払込金額を決定することを想定しております。

上記想定に基づき、当社は、発行決議日時点の本新株予約権の価値を算定するため、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定のコミットメント条項付き第三者割当て契約に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の価格の評価を第三者算定機関である株式会社赤坂国際会計(代表者：黒崎知岳、住所：東京都港区元赤坂一丁目1番8号)(以下「赤坂国際会計」といいます。)に依頼しました。赤坂国際会計は、本新株予約権の発行要項及び割当予定先であるメリルリンチ日本証券との間で締結する予定のコミットメント条項付き第三者割当て契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、評価基準日の市場環境、当社株式の流動性、当社の資金調達需要、割当先の株式処分コスト、割当予定先の権利行使行動及び割当予定先の株式保有動向等を考慮した一定の前提(当社が継続的に行使指定を行うこと、当社からの通知による取得が行われないこと、割当予定先は当社からの行使指定に応じて市場出来高の一定割合の範囲内で速やかに権利行使及び売却を実施すること、割当予定先による本新株予約権の行使及び株式の売却に際して当社がその時点で公募増資等を実施したならば負担するであろうコストと同水準のコストが発生すること等を含みます。)を置き本新株予約権の評価を実施しております。

当社は、当該算定機関が上記前提条件を基に算定した発行決議日時点の評価額レンジ(5,482円～5,555円)を参考として、割当予定先との協議を経て、発行決議日時点の本新株予約権1個の払込金額を、当該レンジの上限額である金5,555円としました。

なお、当社監査役による本新株予約権の発行に係る有利発行性の判断は、条件決定日において本新株予約権の払込金額を最終的に決定する際に行いますが、当社監査役全員も、発行決議日における本新株予約権の価値と条件決定日時点における本新株予約権の価値の高い方の金額を基準として本新株予約権の払込金額を決定するという方法は慎重かつ合理的な方法であり、かかる決定方法に基づき本新株予約権の払込金額を決定するという取締役の判断について、法令に違反する重大な事実は認められないと判断しております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模の合理性に関する考え方

本株式の発行による新株式の発行株式数は1,500,000株(議決権15,000個相当)、本新株予約権が全て行使された場合における交付株式数は6,481,000株(議決権64,810個相当)であり、本資金調達により、平成29年9月30日現在の総議決権数431,937個(発行済株式総数43,199,384株)に対して最大18.48%の希薄化が生じます。

しかし、本株式の発行により、当社事業領域におけるさらなる成長を遂げるための有力なパートナーと関係を深め、革新的な新技術や医薬品の創出活動を行う協働体制を構築することができることから、本株式の発行は株主価値の向上に資する合理的なものであると考えております。

また、本新株予約権の発行により、今後の成長基盤の確立と中長期的な企業価値の向上を図れることから、本新株予約権の発行は株主価値の向上に資する合理的なものであると考えております。

なお、本株式については割当予定先が中長期的に保有する意向であり、また、本新株予約権についても、本新株予約権の目的である当社普通株式数の合計6,481,000株に対し、当社普通株式の過去6ヶ月間における1日当たり平均出来高は1,338,277株であり、一定の流動性を有していること、本新株予約権は当社の資金需要に応じて行使をコントロール可能であり、かつ 当社の判断により新株予約権を取得することも可能であることから、本株式及び本新株予約権の発行は、市場に過度の影響を与える規模ではなく、希薄化の規模も合理的であると判断しました。

4 【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項なし

5 【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	割当前の 所有株式数 (株)	割当前の 総議決権数に 対する所有議決 権数の割合(%)	割当後の 所有株式数 (株)	割当後の 総議決権数に 対する所有議決 権数の割合(%)
メリルリンチ日本証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目4番1号 日本橋一丁目三井ビルディング			6,481,000	12.66
信越化学工業株式会社	東京都千代田区大手町二丁目6番1号	2,660,000	6.16	2,660,000	5.20
ノーリツ鋼機バイオホールディングス合同会社	東京都港区麻布十番一丁目10番10号			1,500,000	2.93
中富 一郎	東京都渋谷区	1,159,000	2.68	1,159,000	2.26
CYNTEC CO., LTD. (常任代理人 土橋 健志)	BEAUFORTHOUSE, PO BOX438, ROADTOWN, TORTOLA, BRITISH VIRGIN ISLANDS. (大阪府豊中市)	623,200	1.44	623,200	1.22
松井証券株式会社	東京都千代田区麹町一丁目4番地	395,400	0.92	395,400	0.77
中外製薬株式会社	東京都北区浮間五丁目5番1号	389,400	0.90	389,400	0.76
THE BANK OF NEW YORK 133524 (常任代理人 株式会社みずほ銀行)	RUE MONTOYERSTRAAT 46, 1000 BRUSSELS, BELGIUM (東京都港区港南二丁目15番1号)	340,100	0.79	340,100	0.66
THE BANK OF NEW YORK 133652 (常任代理人 株式会社みずほ銀行)	RUE MONTOYERSTRAAT 46, 1000 BRUSSELS, BELGIUM (東京都港区港南二丁目15番1号)	315,000	0.73	315,000	0.62
岡野 光夫	千葉県市川市	310,200	0.72	310,200	0.61
計		6,192,300	14.34	14,173,300	27.70

- (注) 1. 「割当前の所有株式数」及び「割当前の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、平成29年9月30日現在の株主名簿上の株式数によって算出しております。
2. 「割当前の総議決権数に対する所有議決権数の割合」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、小数点以下第3位を四捨五入しております。
3. 「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、「割当後の所有株式数」に係る議決権の数を、「割当前の総議決権数に対する所有議決権数の割合」の算出に用いた総議決権数に、本株式の数及び本新株予約権の目的である株式に係る議決権の数を加えた数で除して算出しております。
4. 割当予定先であるメリルリンチ日本証券の「割当後の所有株式数」は、割当予定先が、本新株予約権の行使により取得する当社株式を全て保有した場合の数となります。別記「1 割当予定先の状況 e. 株券等の保有方針」欄に記載のとおり、割当予定先は本新株予約権の行使により取得する当社株式を長期間保有する意思を有しておりません。
5. 株式会社ウィズ・パートナーズから、平成30年3月19日付で大量保有報告書(変更報告書)が関東財務局長に提出され、平成30年3月12日現在、株式会社ウィズ・パートナーズが無限責任組合員となっているウィズ・ヘルスケアPE 1号投資事業有限責任組合及びウィズ・ヘルスケア日本2.0投資事業有限責任組合が保有する当社株式の全てを売却した旨の報告を受けたため、当該株主については、当該大量保有報告書(変更報告書)に記載された保有株式数0株を基準として、上記表には含めておりません。

6 【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項なし

7 【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項なし

8 【その他参考になる事項】

該当事項なし

第4 【その他の記載事項】

該当事項なし

第二部【公開買付けに関する情報】

第1 【公開買付けの概要】

該当事項なし

第2 【統合財務情報】

該当事項なし

第3 【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約】

該当事項なし

第三部 【参照情報】

第1 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類をご参照下さい。

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第21期(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)平成29年6月26日関東財務局長に提出

2 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第22期第1四半期(自 平成29年4月1日 至 平成29年6月30日)平成29年8月10日関東財務局長に提出

3 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第22期第2四半期(自 平成29年7月1日 至 平成29年9月30日)平成29年11月10日関東財務局長に提出

4 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第22期第3四半期(自 平成29年10月1日 至 平成29年12月31日)平成30年2月14日関東財務局長に提出

5 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本届出書提出日(平成30年4月9日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成29年6月27日に関東財務局長に提出

第2 【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書(以下「有価証券報告書等」という。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後本届出書提出日(平成30年4月9日)までの間に生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されていますが、当該事項は本届出書提出日(平成30年4月9日)現在において変更の必要はないと判断しております。

第3 【参照書類を縦覧に供している場所】

ナノキャリア株式会社 本店

(千葉県柏市若柴226番地39 中央144街区15)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第四部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項なし

第五部 【特別情報】

第 1 【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項なし